新庁舎の機能と規模について

1. 新庁舎の機能について

現有の諸室に基づき、現庁舎の機能を下記の4機能に整理した。

	主なま	者室等
行政機能	・事務室(市長室や副市長室等を含む) ・会議室・倉庫・更衣室等 ・職員ホール(講堂)	・売店・医務室等福利厚生諸室・関連諸団体諸室・関連テナント諸室等
議会機能	・議場(ロビーや傍聴席,記者席等を含む) ・正副議長室 ・各委員会室	・各会派控室 ・会議室 ・議会事務局関連諸室 等
災害対策機能 (現青葉区役所内)	・災害情報センター ・会議室(災害対策本部の設置場所)	・災害情報収集機器室等
市民利用·情報 発信機能	・市政情報センター・展示室	・ギャラリー ・市民のへや

- 上記4機能を基に、新庁舎の機能について、基本構想の検討における論点や内容を次のように整理した。
- ○機能の区分:市民利用・情報発信機能と整理したものについて、名称を含めた変更や分割、他要素の付加等
- ○各機能の内容:基本的な考え方や性能等

	基本的な考え方や性能等を検討する上での論点等	
	○分散する部局等の集約○施設の長寿命化	○来庁者利便性と業務効率の向上○ライフサイクルコストの圧縮
行政機能	○エネルギーコストや環境負荷の低減	○職員の知的生産性等の向上
	○一律ではない段階的なセキュリティ	○組織変更や人員増減等の変化への柔軟な対応
	○ICT技術の積極的な活用	等
議会機能	【仙台市議会「新たな本庁舎・議会棟の整備調査特別委員会」における調査・検討による】	
	○災害対策本部の復帰	○災害対策本部等の配置の工夫や関連設備の強化
災害対策機能	○庁舎構造体の耐震安全性の強化	○間仕切等非構造部材や設備の耐震安全性の強化
	○業務継続性の強化	○他機能諸室の災害対応用途への転用等

		基本的な考え方や性能等を検討する上での論点等		
		○気軽に立ち寄れる場所とするための工夫	○開放感への配慮や低層階への配置	
	市民利用·情報	○分かりやすさや使いやすさの向上	○既存諸室の見直しや拡充	
	発信機能	○賑わい創出の場や憩いの場の設置(広場,	アトリウム、等)	

(研修や学習, ワークショップ, 意見交換等に使用する諸室, 等)

2. 新庁舎の規模について

(表は左下より続く)

平成28年度に実施した,次部長級職員による「仙台市役所本庁舎諸課題対策検討調整会議」においては,新庁舎は分庁舎や仮庁舎等を含めた現有面積と仮定し,分散の解消が可能な規模として検討を行った。

現有規模の計 約35,600㎡ (専有面積)

本庁舎 (議会棟を含む) 19,900㎡ 分庁舎及び仮庁舎等 (上杉分庁舎を除き, 災害対策本部を含む) 15,700㎡ 暫定的な機能強化等 対応面積として

1,000㎡未満を切上

約36,000㎡ (専有面積)

等

新庁舎の規模について,基本構想の検討における論点や内容を,次のように整理した。

○多様な主体が集う交流・協働の場の設置

- ○機能毎の面積の目安(現有規模,等) ※
- ○新たに設ける諸室や拡充等を行う諸室の面積の目安
- ○平成27年度に完成した上杉分庁舎の使用
- ○地方自治体における今後の超長期的な変化
- ○新庁舎集約後の分庁舎等の取り扱い
- ○変化する様々な社会環境への対応 (規模としての対応, 仕様や設備としての対応, 等)

※議会機能の規模については、仙台市議会「新たな本庁舎・議会棟の整備調査特別委員会」における 調査・検討による

**